

大仙市公債費負担適正化計画の見直しについて

平成20年度決算における実質公債費比率が、地方財政法で定める基準値（18%）を超え、起債許可団体となったことから、平成21年度に公債費負担適正化計画を策定し、今後の公債費負担の適正な管理に計画的に取り組んでいる。

平成22年度において、当初の公債費負担適正化計画策定時に実施事業として組み込まれていなかった仙北組合総合病院改築事業を柱とする中心市街地再開発事業について、概算事業費が試算されたことから、一部計画の見直しを図っている。

今回、中心市街地再開発事業の事業費及び年度割額等が確定したことなどに伴い、計画期間における各年度の市債発行額に計画額との乖離が生じていることや、計画期間における市債発行額の抑制により元利償還金が減少していること、また、準元利償還金の試算に用いた下水道事業債の償還に係る一般会計からの繰入割合が加入率の低迷に伴い増加していることなど、計画の補正を図る必要があることから、再度計画の見直しを行うものである。

○計画の変更内容

◆ 計画期間

実質公債費比率が18%未満になるまでの、平成21年度から平成27年度までの7年間とする。（1年短縮）

◆ 今後の地方債発行等に係る基本方針

計画における市債発行については、平成24年度の見直し後の実施計画に基づくものとする。

◆ 市債残高

公債費負担適正化計画における市債発行計画を踏まえ、平成28年度末の臨時財政対策債を除く全会計の市債残高を、750億円程度までに抑制する。

◆ 公債費充当一般財源

平成23年度までの市債発行実績額及び平成24年度以降の市債発行計画額に基づき、各計画年度における償還額を試算し計上。なお、平成24年度以降の市債発行については、平成23年度借入利率に0.2%を上乗せ、償還年限については、事業別の市債発行額を踏まえ個別に試算。

◆ 準元利償還金

公営企業償還財源に係る繰入金については、普通会計同様に各計画年度における償還額を試算の上、各会計別に過去3年間の元利償還金に対する繰入割合平均値を乗じ計上。

一部事務組合の地方債充当負担金等については、平成23年度までの発行実績及び平成24年度以降の起債発行計画を再度精査の上、直近の構成市町村の負担割合を乗じ計上。

公債費に準ずる債務負担行為については、平成23年度までの設定に基づき試算。なお、平成24年度以降の新たな設定（利子補給除く）については見込まないものとする。

一時借入金については、平成24年度以降毎年200千円を見込む。

◆ 標準財政規模

標準税収入額等については、平成24年度調定額に基づく市税の実績見込及び、平成24年度普通交付税基準財政収入額算定に基づく譲与税・交付金を踏まえ個別に増減率を乗じ試算。

普通交付税については、平成24年度算定額を基本とし▲1.5%で試算。ただし、平成27年度及び30年度については、固定資産評価替えに伴う市税の減少等を勘案し▲0.5%で試算。

また、平成26・27年度については、制度改正に伴う特別交付税からの移行分を見込む他、平成27年度以降については、合併特例期間終了に伴う合併算定分替減を踏まえ試算。

なお、臨時財政対策債については、普通交付税と同様に試算。

◆ 基準財政需要額算入額

平成24年度算入額については普通交付税算定数値により計上。平成25年度以降については、既往債分及び平成24年度以降の新発債分について各計画年度の償還見込額に基づき、普通会計、公営企業会計別にそれぞれ公債費、事業費補正、密度補正算入見込額を試算。

<実質公債費負担の将来推計>

計画年度は、計画における「計画期間」と一致するものであること。

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成20年度)	計画策定年度 (平成21年度)	第2年度 (平成22年度)	第3年度 (平成23年度)	第4年度 (平成24年度)	第5年度 (平成25年度)	第6年度 (平成26年度)	第7年度 (平成27年度)	第8年度 (平成28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額等分を除く。) ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の①欄から⑧欄を控除した額に相当	6,733,906	6,662,894	6,874,693	6,855,752	6,674,272	6,644,873	6,438,730	6,116,101	6,019,128
② 満期一括償還地方債に係る減債基金積立不足額を考慮して算定した額 ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の②欄の額に相当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額) ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の③欄の額に相当	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0	13,333	13,333	13,333
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の④欄の額に相当	1,622,726	1,731,303	2,106,424	2,160,193	2,203,516	2,308,864	2,353,381	2,386,289	2,402,613
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の⑤欄の額に相当	855,528	948,767	953,444	1,048,774	1,047,385	1,050,041	1,039,441	1,036,369	667,444
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の⑥欄の額に相当	327,358	304,045	277,869	177,839	127,143	106,615	79,775	69,975	68,612
⑦ 一時借入金の利子 ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の⑦欄の額に相当	8,506	4,835	1,848	133	200	200	200	200	200
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額 ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の⑨欄、⑩欄及び⑪欄の合計額に相当	3,474,406	3,432,110	3,642,343	3,766,789	3,794,294	3,910,257	4,108,304	4,123,708	4,132,791
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額 ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の⑩欄、⑪欄及び⑫欄の合計額に相当	1,424,025	1,499,428	1,589,131	1,646,161	1,680,146	1,727,172	1,753,981	1,773,629	1,643,301
⑩ 標準財政規模 ※H22健全化判断比率算定様式総括表③の⑬欄、⑭欄及び⑮欄の合計額に相当	29,317,084	30,264,093	31,597,583	31,375,043	31,040,023	30,545,153	30,381,319	29,716,952	28,284,373

⑪ 実質公債費比率(単年度) (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧-⑨)÷(⑩-⑧-⑨)	19.1%	18.7%	18.9%	18.6%	17.9%	18.0%	16.6%	15.6%	15.1%
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均) ※N-3年度からN-1年度までの単年度比率(掛け放し)の平均	17.9%	18.9%	19.0%	18.8%	18.7%	18.4%	18.1%	17.4%	16.7%